

## 一級建築士の閲覧（資格確認）について

さる平成 24 年 7 月 9 日、国土交通省の記者発表による「偽造免許証の写による非建築士の違法業務棟について」と関連しており、事務所の開設者は、所属建築士の免許登録（一級・二級・木造）が本当にあるかを確認し 9 月 14 日までに各都道府県へ名簿を提出しなければなりません。

このことについてダイレクトメールが平成 24 年 7 月 17 日から随時建築士事務所あてに各都道府県名と国土交通省住宅局建築指導課名で発表されます。

確認方法は、開設者がまず免許証（原本）で確認するよう言われていますが、建築士名簿の閲覧による資格確認が奈良県建築士会（登録機関）においてできます。

**閲覧場所：奈良県建築士会 事務局**

**閲覧業務：午前 9 時から午後 4 時 30 分まで**

**（土日祝日及び 8 月 13 日～8 月 15 日は休業）**